

医療補助金請求に関するQ & A

「医療補助金請求」について多く寄せられる質問とその回答をまとめてみました。ご参考にしていただければと思います。

Q 1 医療補助金の給付額がよくわかりません。

① 〈計算方法〉

月ごとの病院の窓口や、院外薬局等の自己負担額の合計から、3千円を控除した額の6割が給付額になります。

月	窓口で支払った額			自己負担額の合計	医療補助金給付額
	A病院	B病院	C薬局		
3	9,490		2,870	12,360	※ 5,616
4	8,640	2,560	2,680	13,880	6,528
6		2,730		2,730	0
9	63,900	2,730	7,700	74,330	42,798
10	75,400		7,700	83,100	48,060
11	12,950	2,560	7,700	23,210	12,126
計	170,380	10,580	28,650	209,610	115,128

医療補助金の給付額は、医療費が高額になるほど、自己負担の軽減につながります。

※ 計算例: (3月の合計)12,360円 - 3,000円 = 9,360円 9,360円 × 0.6 = 5,616円

② 〈受給資格配偶者〉

会員と同じように給付を終身受けることができます。

医療補助金請求書は、会員と配偶者に分けて提出してください。給付額は、それぞれ計算します。

Q 2 次の場合は、医療補助金が給付されますか。

① 〈院外薬局の薬代〉

処方箋をもらって購入した薬代は給付対象です。その場合は、病院とは別に医療補助金請求書に証明してもらってください。

② 〈歯の治療や健康診断・人間ドック〉

健康診断と人間ドックは対象外です。ただし、健康診断等で要再検になった場合の医療費について、保険診療によるものは給付対象になります。

歯の治療は、保険診療による医療費は給付対象になります。

③ 〈「医療補助金請求書」の文書料〉

保険診療の適用外ですので、給付に含まれません。

④ 〈入院時の特別室使用料〉

保険適用外ですので、補助給付の対象になりません。

⑤ 〈義足等〉

保険適用であれば対象です。ただし、領収書とともに、義足等の使用を指示した医療機関の意見書(理由書)の添付が必要です。この場合の領収書等は、コピーでもOKです。

Q 3 領収書の添付について教えてください。

① 〈領収書の添付〉

「医療補助金請求書」の裏面にある病院に限って領収書の添付が必要です。

その場合も「医療補助金請求書」は、「医療機関記入欄」は無記入のまま、「本人記入欄」と、「請求者氏名」に記入・押印の上、領収書と一緒に提出してください。

★ 医療補助金請求書に医療機関の証明があれば、領収書の添付は不要です！

② 〈領収書の返却を希望〉

領収書とともに、そのコピーも添付してください。領収書原本返却用の返信用封筒を用意していただき、必要な金額の切手を貼って「医療補助金請求書」と一緒に送ってください。

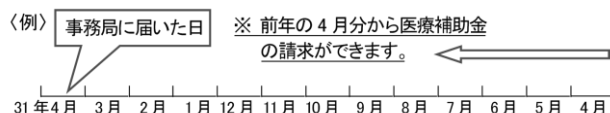
Q 4 医療補助金請求ができる期間を確認したいです。

① 〈給付対象になる期間〉

退教互事務局に「医療補助金請求書」が届いた月の1年前の同じ月から有効です。

例えば、4月に届いた「医療補助金請求書」は、1年前の4月分から対象になります。ただし、事務局への到着が遅れて5月になってしまった場合は、4月分の記載があっても対象外になります。

また、毎月20日までに届いた「医療補助金請求書」については、翌月の20日に送金されます。20日以降に届いたものについては、送金が翌々月になります。



★ 治療が継続している場合は、例えば、前年の4月からなら、3月末までの1年間分を証明してもらい、4月中旬までに送付されるパターンがお勧めです！

② 〈医療機関への記入の依頼〉

病院等においては、文書料が必要になることが多いため、継続して通院される場合は、1年間分をまとめて依頼した方が出費を少なくすることができます。

Q 5 「高額療養費適用所得区分」って何ですか。

① 〈「高額療養費制度」〉

医療費が高額になった時に、医療機関窓口で自己負担した後、申請により、月ごとの「自己負担限度額」を超える金額が保険者から支給される制度です。

「自己負担限度額」は、対象者の所得に応じて決められていますので、「高額療養費

適用所得区分」欄の記入が必要になります。通常は空欄のまま構いませんが、「高額療養費制度」が適用された場合は、ご記入をお願いします。

② 〈「所得区分」が不明の場合〉

高額療養費適用所得区分 ※高額療養費適用の方は、該当するところに○をつける。	70歳未満	ア・イ・ウ・エ・オ
	70歳以上	Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ・一般・住民税非課税

★ 平成30年8月の高額医療制度の改正を受けて、「医療補助金請求書」のこの部分が変わりました。

保険証発行元にお問い合わせください。なお、保険証発行元から「健康保険限度額適用認定証」の交付を受けておくと、医療機関窓口の負担額が「自己負担限度額」になります。また、「健康保険限度額適用認定証」には、「所得区分」が明記されています。

Q 6 「医療補助金請求書」がなくなりました。

① 〈医療補助金請求書の郵送を希望〉

退教互事務局あての封筒の表に、「医療補助金請求書送付を希望」と明記していただき、92円切手を貼った返信用封筒（長形3号、定形）を入れて送ってください。

92円切手の場合、医療補助金請求書を13枚送付することができます。

退教互のホームページからダウンロードすることもできます。その際には、B5用紙に、両面印刷をしてご利用ください。

② 〈古い医療補助金請求書〉

医療補助金請求書は、国の医療制度の改定等に合わせて、保険証に関する欄などが毎年少しずつ変更されています。できる限り、新しい請求書の使用をお勧めします。